

株式会社つくば研究支援センター定款

株式会社つくば研究支援センター定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社つくば研究支援センターと称する。

2 英文では、Tsukuba Center, Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む法人または個人に対する企業育成のための、投資、融資等及びその斡旋ならびに技術、経営、販売、財務等に関する指導および情報の提供
 - (1) 農林水産業
 - (2) 鉱業
 - (3) 建設業
 - (4) 製造業
 - (5) 電気・ガス・熱供給・水道業
 - (6) 運輸・通信業
 - (7) 卸売・小売業、飲食店
 - (8) 金融・保険業
 - (9) 不動産業
 - (10) 放送・情報サービス・調査・広告業
2. 前項各号に掲げる事業に係わる調査、研究開発の受託
3. 第1項各号に掲げる事業に係わる物理的・化学的測定および製品試作の受託
4. 試験研究室、事務室、展示場、会議室およびこれらに附帯する施設ならびに駐車場の賃貸および管理運営
5. 工業所有権、ノウハウ、システム技術、その他ソフトウェアの取得、企画、開発、保全、利用、処分ならびに仲介
6. 科学機器、医療機器、計量計測機器、事務機器および什器備品の賃貸
7. 第1項各号に掲げる事業に係わる研究開発の成果に関する斡旋および相談
8. 科学技術等の国際交流、国際協力に関する調査・研究および情報収集並びに指導・支援および情報提供
9. 経済、産業、科学、経営、文化等に関する会議および研修会の企画、誘致ならびに開催
10. 第1項各号に掲げる事業に係わる製品、商品の展示会の企画、誘致および開催
11. 経済、社会、産業および研究開発情報の調査、分析ならびに提供
12. 電子計算機による計算の受託
13. 出版物の企画、発行および販売

14. 旅行代理店業、広告代理業、運送代理店業
15. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
16. 前各項に関する国外における事業
17. 前各項に附帯関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を茨城県つくば市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、112,000株とする。

(株券の発行および種類)

第6条 当会社は、株式に係る株券を発行する。

2 当会社の発行する株式は、1株券、10株券、20株券、100株券および1,000株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の取扱)

第8条 当会社が発行する株券の株主名簿および株券喪失登録簿への記載、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令および定款に定めるもののほか、取締役会の定めるところによる。

(株主の氏名、住所等の届出)

第9条 当会社の株主および株主名簿に記載された質権者（以下「登録株式質権者」という。）またはその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも同様とする。

(基準日)

第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利行使すること

とができる株主とする。

- 2 前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。

(招集通知)

第12条 株主総会の招集通知は、会日より1週間前までに各株主に対して、書面をもって行わなければならない。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により社長が招集し、その議長となる。

- 2 社長に差し支えのあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合において、その株主又は代理人は、総会毎に当会社に代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印するものとする。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、22名以内とする。

(取締役の選任または解任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任または解任する。

- 2 取締役の選任または解任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に差し支えのあるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会を招集するには、会日より3日前までに各取締役および各監査役に対して通知を発するものとする。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議の方法)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 25 条 取締役会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。

(代表取締役および役付取締役)

第 26 条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2 取締役会は、その決議によって、社長 1 名を選定し、また必要に応じ、会長 1 名および副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第 27 条 社長は取締役会の決議に基づき、当会社の業務を統括する。

2 社長に差し支えのあるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、本定款の定めによるほかは、取締役会の決議により別に定める「取締役会規程」による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(相談役および顧問)

第 30 条 取締役会は、その決議によって相談役および顧問を置くことができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 31 条 当会社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 32 条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(常勤監査役)

第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役 1 名を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 36 条 監査役会を招集するには、会日より 3 日前までに各監査役に対して通知を発するものとする。ただし、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議の方法)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第 38 条 監査役会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、出席した監査役がこれに記名押印するものとする。

(監査役会規程)

第 39 条 監査役会に関する事項は、本定款の定めによるほかは、監査役会の決議により別に定める「監査役会規程」による。

(監査役の報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 41 条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 42 条 会計監査人は、株主総会の議決によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 45 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 46 条 当会社は、株主総会の決議によって毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された最終の株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2 当会社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日現在の株主名簿に記載された最終の株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める中間配当を行うことができる。

(期末配当等の除斥期間)

第 47 条 期末配当および中間配当が、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。また、未払配当財産には利息をつけないものとする。

第 8 章 附 則

(設立の際発行する株式の総数ならびに額面株式の発行価格)

第 48 条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式 28,000 株とし、その発行価格は 1 株につき 5 万円とする。

(最初の事業年度)

第 49 条 当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から昭和 63 年 3 月 31 日までとする。

(設立当初の取締役および監査役の任期)

第 50 条 当会社の最初の取締役および監査役の任期は、選任後 1 年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

平成 6 年 6 月 24 日改定

平成 8 年 6 月 24 日改定

平成 15 年 6 月 24 日改定

平成 19 年 6 月 26 日改定